

大阪府新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障がい福祉サービス等分）交付要綱

（趣旨）

第1条 医療又は福祉に係る業務に従事している者のうち、障がい福祉サービス施設等で業務に従事している者（以下「職員」という。）に対する慰労金の交付については、「大阪府新型コロナウイルス感染症が発生している状況において医療又は福祉に係る業務に従事している者に対する慰労金の交付に関する規則」（令和2年大阪府規則第92号。以下「規則」という。）及び「新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害福祉サービス等分）の実施について」（令和2年6月25日付け障発0625第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（目的）

第2条 障がい福祉サービス施設等に勤務する職員は、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと等を踏まえ、相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、慰労金を交付することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 障がい福祉サービス施設等とは、次のいずれかに該当するものをいう。

イ 規則第2条第1号ハ(1)に規定する事業所等及び同号ハ(2)に規定する事業所等

(1) 通所系サービス事業所

生活介護、療養介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

(2) 短期入所サービス事業所

(3) 障害者施設等

障害者支援施設、共同生活援助、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設

(4) 訪問系サービス事業所

居宅介護、重度訪問介護、行動援護、同行援護、自立生活援助、保育所等訪問支援、居宅訪問型児童発達支援

(5) 相談系サービス事業所

計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援

(6) 重度障害者等包括支援事業所

ロ 次号に規定する事業所

二 規則第2条第1号ハ(3)の知事が別に定めるものとは、次のイ及びロに規定するものをいう。

イ 市町村事業 地域活動支援センター、日中一時支援、盲人ホーム、福祉ホーム、移動支援事業、訪問入浴サービス、障害者相談支援事業、基幹相談支援

ロ 都道府県事業 盲人ホーム、福祉ホーム、盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業

三 規則第2条第2号に規定する知事が認める業務に従事した者とは、慰労金の目的に照らし、「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で働いている職員（派遣労働者のほか、業務委託受託者の労働者として交付対象事業所等において働く従事者についても同趣旨に合致する場合には対象に含まれる。）をいう。

（慰労金の交付額）

第4条 規則第2条に規定する要件を満たす者に交付する慰労金の交付額は、次の各号に定める区分に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

一 利用者に新型コロナウイルス感染症が発生又は濃厚接触者である利用者に対応した障がい福祉サービス施設等に勤務し、利用者と接する職員

(1) 訪問系サービス事業所において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者にサービスを一度でも提供した職員 20万円

(2) 障がい福祉サービス施設等のうち、(1)以外の事業所等において、実際に新型コロナウイルス感染症患者又は濃厚接触者が発生した日以降に勤務した職員 20万円

(3) (1)又は(2)以外の職員 5万円

二 前号以外に掲げる障がい福祉サービス施設等に勤務し、利用者と接する職員 5万円

（慰労金の交付申請）

第5条 慰労金の交付を申請しようとする職員（以下「申請者」という。）は、「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障がい福祉サービス等分）申請書」（以下「交付申請書」という。）（個人申請用）（様式第1-1号）を、誓約書（様式第1-2号）とともに、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

2 慰労金の交付を申請しようとする受任事業所設置者は、交付申請書を、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に掲げる書類を、知事が定める期日までに、知事に提出しなければならない。

一 様式第2-1号の交付申請書により申請をする場合

(1)事業所・施設別申請額一覧（様式第2-2号）

(2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障がい福祉サービス等分）に関する事業実施計画書（様式第2-3号）

(3)障がい福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式第 2-4 号）

(4)その他、知事が必要と認めるもの

二 前号に掲げる以外の様式により申請をする場合

(1)事業所・施設別申請額一覧（様式第 1 号）

(2)新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金（障害分）に関する事業実施計画書（様式第 2 号）

(3)障害福祉慰労金受給職員表（法人単位）（様式第 3 号）

(4)その他、知事が必要と認めるもの

3 前項の場合において、受任事業所設置者は、職員に代理受領委任状（様式第 4 号）を提出させなければならない。

4 申請者が申請できる慰労金の交付は、医療機関及び介護サービス事業所等において、勤務し、又は勤務していた者に対する慰労金も含め、一人につき 1 回限りとする。

（慰労金の交付）

第 6 条 知事は、予算の範囲内で、それぞれ第 4 条に規定する額を交付する。

（交付決定の通知）

第 7 条 知事は、規則第 4 条の規定により慰労金の交付を決定したときは、申請者又は受任事業所設置者に対する入金をもって規則第 5 条の交付決定の通知を行うものとする。

2 知事は、規則第 4 条第 1 項の審査の結果、慰労金を交付することが不相当であると認めるときは、理由を付して、慰労金不交付決定通知書（様式第 5 号）により申請者又は受任事業所設置者に通知するものとする。

（交付決定の取消通知）

第 8 条 規則第 6 条第 2 項の規定による通知は、知事は慰労金交付決定取消通知書（様式第 6 号）により申請者又は受任事業所設置者に行うものとする。

（受任事業所設置者の費用）

第 9 条 規則第 9 条第 2 項に規定する費用は、受任事業所設置者の職員等に係る慰労金の振込手数料その他これに相当するものとする。

（調査等）

第 10 条 知事は、慰労金に関し必要があると認めるときは、申請者又は受任事業所設置者に対し報告を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(実績報告)

第 11 条 受任事業所設置者は、規則第 10 条の規定により職員に慰労金の交付をしたときは、規則第 11 条により慰労金実績報告書（様式第 7 号）を、知事に提出しなければならない。

(書類の保管)

第 12 条 慰労金の交付を受けた者又は受任事業所設置者は、慰労金の交付に係る手続及び受領に係る支払記録、障害福祉慰労金受給職員表（様式第 2-4 号及び様式第 3 号）、代理受領委任状（様式第 4 号）、第 5 条に規定する書類及びその関係書類を当該慰労金の交付の決定があった会計年度の終了後 5 年間保存しなければならない。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、慰労金の交付に係る必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 7 月 27 日から施行する。